

作成してみませんか！

経営革新計画

こんなことはありませんか



新しい事業を
してみたいけど…



売上げが伸び悩んで
将来が不安…



新商品を開発したいけど
何から始めれば…

Uwe



Por



経営革新にチャレンジする
中長期的な計画を
作成してみませんか？

経営革新とは、事業者
が新事業活動に取り組
み、経営目標を設定し、
経営の相当程度の向上
を図ることを言います。



取り組むメリット

中長期的な目標や課題を整理し、
計画的な経営につなげられます。

新商品や新サービス展開など、
これから取り組みたいことを
形にできます。

社内外の関係者に
自社の取組を伝えられます。

POINT

作成した経営革新の計画を県に申請し
審査のうえ「経営革新計画」として承認を受けると、
融資の優遇措置など多様な支援策を受けることができます！

申請の要件は裏面をご覧ください

【注意事項】

※申請には所定の様式で計画等を作成する必要があります。※審査委員による審査があります。
※優遇措置等を受けたい場合は、計画承認後に利用を希望する支援策の実施機関への申込・審査が必要です。

1 新たな事業活動

次のいずれかに該当する取
り組みであること(複数該当可)



新商品の開発又は生産



新役務の開発又は提供



商品の新たな生産又は
販売方式の導入



役務の新たな
提供の方式の導入



技術に関する研究開発
及びその成果の利用



その他の新たな事業活動

自社にとって「新たな事業活動」
であることがポイントです。
既に相当程度普及している技術・方式に
ついては対象外となる場合があります。

2 経営指標の向上

計画期間の終了時において、
次の経営指標が向上する見
込みであること

計画 期間	付加価値又は 一人当たりの 付加価値額の 伸び率	給与支給 総額の伸 び率
3年	9%以上	4.5%以上
4年	12%以上	6%以上
5年	15%以上	7.5%以上

2つの指標はどちらも満たす必要があります

○付加価値額

営業利益+人件費+減価償却費

○給与支給総額

役員報酬+給料+賃金+賞与+各種手当

3 申請の対象者

次の要件をすべて満たすこと

- ・ 県内に本社登記がある法人、又は
県内に住民登録がある個人事業主
- ・ 1年以上の営業実績があること
- ・ 右表の基準に該当すること

(組合は法律等で指定された組合のみ申請可能)

業種	従業員基準
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業、小売業	300人以下
ソフトウェア業、情報処 理サービス業、旅館業	500人以下

常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、
臨時の従業員を含みません



詳しくはこちら

制度の詳細、申請要件、申請手順、申請様式、問合せ先に
ついてはホームページをご確認ください。

申請についてご不明な点は最寄りの地方振興局

企画商工部地域づくり・商工労政課へお問い合わせください。